平成２４年（フ）第１号
広島県三原市南方２丁目21番21号
債務者　瀬波　省三
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４号
広島県三原市宮沖１丁目18番１―203号
債務者　柚木　由美
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
福岡県鞍手郡小竹町大字赤地470番地の５
債務者　伊藤　孝一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１８号
福岡県直方市大字下境3987番地
債務者　多田隈志津男
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3485番地65
債務者　片野　正男
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3485番地65
債務者　片野千恵子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第４号
福岡県宮若市宮田1504番地
債務者　宮之原　茜
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１２２号
福岡県田川市大黒町４番31号　セトル中川101号
債務者　祝　　智子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目23番地１市住1315号
債務者　田中　　健
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目23番地１市住1315号
債務者　田中　勝子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
茨城県守谷市本町3289番地の９、前住所茨城県守谷市薬師台４丁目13番地61
債務者　中村まき子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町176番地１　パルスグランレジオ607号室
債務者　吉村　光正
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
茨城県龍ケ崎市小通幸谷町176番地１　パルスグランレジオ607号室
債務者　吉村　浩司
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
茨城県稲敷市沼田1319番地２
債務者　小川　　確
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
茨城県稲敷市沼田1319番地２
債務者　小川　　豪
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
茨城県牛久市南４丁目13番地８
債務者　吉成　孝之
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
茨城県牛久市南４丁目13番地８
債務者　吉成　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係